

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等 調査特別委員会会議録

令和5年2月27日(月)

(開会) 13:00

(閉会) 18:51

【 案 件 】

1. 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について

○委員長

ただいまから「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会」を開会いたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について」を議題といたします。

全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

本特別委員会は官製談合の疑い、また民間による談合の疑いを究明するのが、市民から与えられた仕事であります。そこで官製といった場合、様々な仕組みが考えられるわけですが、この新体育館整備構想がどのように具体化していったかという流れと、それから、その過程で、どういう役割の職責者が関わっていくのか、職責が関わっていくか。また、その個人が異動を重ねて、どう関わっていくかというようなことも検討される必要があると思います。そしてそれが、市議会議員など、政治家とどういう関わりを持っているのか、いないのかということも、今回は特別に問われると考えるわけですが、そこで新体育館の整備構想については、体育館の在り方の検討委員会で、前市長の下で諮問委員会が検討して、答申を出したのが、2017年の5月、連休明けというか、その時期だったと思いますが、間違いがありませんか。

○スポーツ振興課長

体育館等施設整備検討委員会から、平成29年5月の8日に、市長へ答申を受けております。

○川上委員

その後、そのときはもう片峯市長になっていたんですけれども、教育長だったわけですね。ですから、このスポーツというか、体育館のことについても全く分かりませんというわけにはいかない状況だったと思いますけど。市長から議会に、卸売市場、それから筑豊ハイツと併せて体育館についての検討を求めたいということで、特別委員会の設置を市長が要望してきたと思うけど、確認できますか。

○スポーツ振興課長

市長から議会のほうへ要望を出した、その日付についてはちょっと今手元にありませんので分かりません。平成29年7月、その要望を受けまして、7月12日に特別委員会、第1回の特別委員会が開催されております。

○委員長

川上委員にちょっと申し上げます。新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事でございますので、今2問ほど質問されましたけど、ちょっと広範囲にわたってますので、これに関して絞っていただきまして質問をよろしくお願いいたします。(発言する者あり) 分かっています。

暫時休憩します。

休 憩 13:05

再 開 13:07

委員会を再開いたします。

○川上委員

それで、第1回の特別委員会のことは日程を言われましたけど、市長、片峯市長の要請で議会が設置したわけですよ。その設置時期は6月29日ということになってます。それは6月議会で設置しているんですよ。そしてこれはですね、2018年、越えて2019年の議会改選を迎えるまで、つまり任期切れによる自然消滅までの間、ほぼほぼ2年間、活動するわけですよ、この特別委員会は。その真ん中のあたりで、契約課長に来たのが、現在の行政経営部長、東さんなんですよ。いよいよ今から振り返ればですよ、体育館の発注が、そのときで47億円って言うていたんですよ。この47億円の発注をするぞというときに、本人が証言しているけど、坂平末雄議員と穂波町職時代から、長期に、長年にわたって、会食を含めた親しい関係にあった彼が着任したわけでしょう。そこで確認したいんですが、改選後、直ちに議長選挙がありますよ。で、坂平末雄氏は副議長になりますよね。振り返ってみてください。4年間副議長を続けたのは、彼。議長は、2年、1年、1年で交代するわけですよ。この事実はかなり重い。その間に、その間も、この4年間もずっと証言によって、契約課長とその副議長は親しい間柄で来たわけでしょう。そこでね、スポーツ振興課長、瀬尾さんはいつからスポーツ振興課に配属されて、いつから課長職をやっているのか、お尋ねします。

○スポーツ振興課長

平成28年に、当時、健幸・スポーツ課の課長補佐になりました。そして平成30年4月に、健幸・スポーツ課長の職をいただいております。

○川上委員

この瀬尾課長も、坂平氏と誘われて会食をしましたという証言をしましたね。いつから会食をする関係になっているのか。そして課長になって、2018年ですよ、なって、それはトーンダウンしたのか、エスカレートしていくのかね、これは聞きたいところなんですけど、瀬尾課長は証言において、この特別委員会以降ですね、表現が少し正確でなかったら正してもらいたいと思うけど、まとめの時期、時期に誘われたので、会食に行ったというように聞こえる答弁だったと思います。この人間関係というのは、この体育館の紆余曲折の中で、56億円も57億円もね、整備費が増工していく中で、一貫してこの3人の人間関係、あるわけですよ。それで、このまとめの時期、私の言葉で言えば節目節目ですよ。何の理由で、坂平氏があなたを飲みに行こう、飲みに行こうじゃない、会食しよう誘ったのか、答弁してもらえますか。
(発言する者あり)

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:13

再 開 13:27

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

先ほど特別委員会の設置に当たりまして、市長からの要請に基づいて、特別委員会の設置というお話をさせていただきましたけども、特別委員会の設置については、議会からの要請に基づいて設置されたものでございます。

○川上委員

それについては別の機会に争いましょう。

次、行きますよ。それで、その後の経過的——、そうじゃなくてさ、節目節目で誘われて、会食に行ったということについてさ、どういう節目なんですかというのを、先ほど聞いたんですよ。

○スポーツ振興課長

初めてお誘いを受けて会食を共にした時期というのは、はっきりちょっと覚えてはいないんですけども、令和2年の後半、もしくは令和3年度の頭、お誘いを受けたときに、ちょうど健幸・スポーツ課長を令和2年度やっておりました。このときは、体育館建設もそうですけども、この時期コロナ対策を行っておりました。コロナ対策の分で緊急事態宣言があったりとか、いろいろありましたけども、その分がちょっと落ちついたときに、大変やろうからという形でお誘いを受けたと記憶しております。

○川上委員

副議長が、そのとき協働環境委員のメンバーでしたか。

○スポーツ振興課長

協働環境委員会の委員であったと記憶しております。

○川上委員

それで、副議長で、協働環境委員会で体育館整備にかかる直接の委員会でしょう。その委員から、副議長で、委員から会食しようと、コロナの真っ最中だけど、誘われたときに、真っ最中だけどは私の言葉ね。誘われたときに、そのときの上司は誰ですか。

○スポーツ振興課長

久家部長です。

○川上委員

久家部長は、報告を聞いたことがあるんですか。坂平副議長から会食を誘われましたと、コロナ対策の責任の担当部でもあるわけよね。担当課でもあったはずよ。緊張した状態が続いているときに、課長から今言ったように誘われましたけどと、どうしましょうかという相談とかなかったんですか。

○市民協働部長

それはいつ頃のことなのか、ちょっと分かりませんが、ちょっと記憶には全然ございません。

○川上委員

記憶にないということは、聞いてないということとは違うわけです。聞いてるかもしれないということをおっしゃってるんですか。

○市民協働部長

相当、もう前のことですので、ちょっと私、どっちだったのかという——全然、全く、今、記憶はございません。

○川上委員

今、そういうことがあったということをここで聞いて、部長としては官製談合の土壌がつけられ始めたのではないかという心配をしませんか、その当時から。

○市民協働部長

今、聞いてというか、コロナの関係で、お疲れさまというようなことでございますので、少なくとも私も、別の部分でそういうこと、議員の方とそういうことはございましたし、それをもって、官製談合の始まりというようなことには、発想としてはちょっとつながりません。

○川上委員

自分もほかの議員さんと飲んだから、官製談合の始まりと思わないというふうにおっしゃったんですかね。

○市民協働部長

すみません、説明が不十分で。コロナ対策をやっていく中で、やはり私ども、本当はかなり大変だ、自分で言うのもちょっとおかしいんですけども、かなり大変だったということで、そういうことを踏まえて、ねぎらいというか、そういうような形でのお誘いというか、会食とか、

そういうのがございましたので、別段今、瀬尾課長の話聞いたところで、不思議という感じはいたしません。官製談合につながるというようなことでの感じはございませんでした。

○川上委員

今、あなたがおっしゃってるのは、坂平末雄議員のことを、副議長のことをおっしゃっているんですか。

○市民協働部長

いえ、違います。

○川上委員

別の議員とのことをおっしゃっているんですね。別の議員と自分は、コロナの下で、大変疲れていたということで、ねぎらいで会食を誘われたとおっしゃっているんですかね、今。

○市民協働部長

繰り返しになりますけれども、コロナが、流行時期もあれば、流行してない時期もあります。そういう中で、もちろん夜の飲食とか、規制がかかったときに行ったわけではございませんで、ある程度的人数制限とか、ある程度解除されたときに行ったということでございます。で、そのときに、お疲れさんみたいな、そんな感じでした。

○川上委員

反省はないと。自分も反省がないし、部下が坂平副議長と行ったことについて、特別の違和感を持たないというような答弁でしたけど、スポーツ振興課長と呼んだらどうかと思うけど、は、2019年の11月20日、不調に終わります。翌2020年の1月31日、再び不調に終わる。本体工事の入札ですよ。そして建築課長が随分悩んだということだったけど、20年の4月3日に、2億円増しで落札ということになっていくわけですね。この間、飯塚市としても、担当部長は久家さんだと思いますが、担当課長、瀬尾さんも悩んだでしょう。その節目ごとに、副議長から声がかかったというようなことを、先ほどからおっしゃっているんですかね。そうではないわけですか。

○スポーツ振興課長

そういうことではありません。この入札、1回、2回、3回と契約がありましたけども、その時期を指して会食をしたということではございません。

○川上委員

別の機会に、どういうタイミングで、何回、どこで、誰と会食を含めた話合いが行われたかというのを明らかにすることは、市役所全体の信用を回復する上で、大事なことではないかと思えます。

そこで、2020年といえば今から3年前なんですけど、福岡ソフトウェアセンターの高倉孝さんが、前年の2019年から代表取締役になられているわけですね、本人によれば。翌年になるわけなんですけど、この2020年のどの時期かに、当時の梶原副市長から、既にお聞きとしますが、物品について、飯塚市は既に一者独占状態になりつつあると、危惧を表明された。一方で、福岡ソフトウェアセンターは、物品の入札の辞退が続いていて、何て言ったかな、3回辞退したら1回はもう指名せんきなというふうに、飯塚市の副市長が資本金10億円の代表取締役に言った。なぜ言ったか分かりませんが、市役所時代から、高倉氏はかわいがっていただいたと言いました。そして自分のことを、彼は、おまえと呼んでいるということ、2度言いましたね。そういう中で、今回があるわけですよ。このことについて、梶原副市長がそういうふうに高倉さんに言ったというようなことを、彼が一方的に証言したんだけど、これはあり得ることですか。これは副市長にお尋ねしたほうがいいかもしれません。

○久世副市長

私もその話は委員会の中で発言があったということを知っていますが、質問議員も御存じのように梶原副市長は、ソフトウェアセンターにも勤務をされておりました、退職後ですね。

そういった意味で、職場の先輩にもなるし、恐らく現職の頃に、後輩ですから、高倉さんのほうが、社長のほうがですね、そういう方でしたから、恐らく親しみを込めておまえて呼んでいたんだろうと思いますし、入札は当然、多数の業者さんに参加していただくことが、これは当然望ましいわけで、我々もそのように努めているんですが、そういった意味も込めて、おまえも頑張って入札しろ、参加しろというふうにはハッパをかけられたのかなと思いますが、例えば3回辞退したら1回指名停止とか、そういうのはもちろんありませんし、もうこれは叱咤激励の意味での言葉であって、別段深い意図はなかったのではないかと。私はそういうことは絶対言いませんので。以上でございます。

○川上委員

そういうことが、今答弁は、飯塚市の副市長が、三セクの代表取締役に行くことがあるだろうなという、推測の肯定的発言と――、何ですかね、あり得ないと、そんなことは。やっぱりそんなことを言うよなど、いうように聞こえましたけど、そういうふうには理解していいですか。

○久世副市長

三セクの社長に対して、飯塚市の副市長が、確かに立場を考えればですね、あまりその発言はいかがなものかと思うところもございしますが、高倉社長もそのように証言されていらっしゃるし、本当に職員を叱咤激励される方でしたので、何度も言いますが、悪意の意味ではなくて、おまえ頑張れよというふうな形で、そういうふうな言い方をされる方であらうなというふうには私は考えております。

○川上委員

この悪意ではないということで、発注者が、指名業者に指名願を出すわけでもなく、ペナルティーを加えるぞということを書いてね、入札を組織しようとしたわけですね。これは、悪意なくとかいうふうには考えたり、言ったりするところに、官製談合でも、談合でも、起こる隙があるのではないかとというふうに思うわけですが。

そこで、久世副市長と梶原副市長の関係で言いますとね、久世副市長は、2年前、2021年の3月26日に議決をされていて、梶原副市長は8月18日ですか、お亡くなりになるまで副市長だったわけです。病氣療養中で大変だった状況はあるけれども、久世副市長と梶原副市長はほぼほぼ5か月、任期としては重なった時期があります。そこで、体育館が真っ最中、しかも状況的に言えば、移動式観覧席の8千万円の発注がもう決まって1年ぐらいたっている、可能性がある。最高指導部同士なんだけど、一者独占体制になりつつある危惧を表明し、ソフトウェアセンターに入札させようと、何かそういうような、意思一致というか、場面はあったでしょうか。

○久世副市長

そういった場面はあっておりません。

○川上委員

そうすると、梶原副市長、当時の、高倉氏に対する発言は、個人的な言動だということになるわけですか。そう思うわけですか。それとも、久世副市長が知らない中で、片峯市長が梶原副市長と意思を一致させて、どっちから持ちかけたか分かりません。片峯市長の承認の下にね、梶原副市長は発言しているということがあるのではないかと。片峯市長を加えたところの意思一致というのはなかったんですか。

○久世副市長

百条委員会ですので、私の知る限りそのような場面はございませんでした。今質問委員が言われますように、例えばそういった形で、前副市長が、梶原副市長が高倉社長に言ったのは、先ほどから繰り返しの答弁になりますが、梶原副市長はそういう、いわゆるお人柄でしたので、激励の意味でそういう話をされたというふうには私は考えます。

○川上委員

梶原副市長が、登場人物としては、片峯市長に次ぐ最上位にあるわけですね。官製談合があったとすれば、あったとすれば、この梶原副市長が知らないところで行われるだろうかと思うわけですね。そこで梶原副市長と、これは申し訳ありませんが、久世副市長に聞くしかないんだけど、梶原副市長が坂平末雄副議長になる前、なった後、今日まで親しくされていたか。これは本来、飯塚市役所が内部調査すべきテーマでもあるわけですが、このことは。そして市民に、また議会に説明するべきことでもあるわけだけど、その梶原氏と、元副市長と、現副議長のそういう関係というのは、あなた方は大体どういうふうに見ておったんですか。

○久世副市長

副市長、立場上、議会の皆様とも協議することは非常に多ございますので、坂平副議長云々というよりも、梶原前副市長は、議会の皆様ともコミュニケーションをとっておられたというぐらいの記憶でしかございません。特別にどうのこうのというのは、私は考えておりません。感じておりません。ごめんなさい。

○川上委員

今、種々聞いてきたんだけど、ここで建築課長にちょっとお尋ねします。2020年の5月の26日、協働環境委員会がありました。この部屋でしたと思います。それで、本体工事の1回目の入札から3回目の入札の予定価格か、2億円増工していることについて、なぜ増工しているのか根拠を示してくれと。で、即答がなかった。で、休憩時間40分ぐらいとった。そこで五、六人集まって電卓をたたき始めましたね。私は腰を抜かしました。腰は抜かさなかったけど、びっくりしました。そして出てきた増工要因を述べたんですけど、その中には移動式観覧席は当然ないですよ。だから、8千万円別にあるわけだから、本当は3億円ぐらい増工しているわけですよ、少なくとも。実は建築課長の、もうお聞きになったと思いますけど、その計算する前の午前中に、片峯市長が私に対する答弁の中で、外構工事、可動式の椅子と言ったんですね。などで増工したって言ったんです。議会の側は可動式を稼働式、稼働、働くで、稼働式って会議録に書いてしまっていましたけど、当然、動かすことが可能な式と、ミスだと思いますが、可動式椅子というのは、ふだんは壁の中に入っていて、ここはバスケットができます、椅子にするときは引っ張り出しますというのは可動式椅子でしょう。移動式というのは移動してしまうわけ。倉庫になおしてしまう。片峯市長はその日の議案提出して、付託先委員会で議論している真っ最中に、可動式って言ったんですよ。その答弁と、建築課長の計算はね、整合性がとれないというふうに私、ずっと思っていて、だからなぜ移動式観覧席とそのとき言わなかったのかが、不思議で仕方ない。つまり、片峯市長は全体を知る立場にあったのに、議会に対して移動式観覧席ということをやわずに、あえて可動式観覧席と、つまり虚偽の説明をしたのではないかという疑惑を今持っているわけです。建築課長、あのとき詳細に計算してありましたが、そのところをどういうふうに計算したんですかね。

○建設課長

その時点で、たしか委員会の中で、川上議員のほうから3回目と1回目の差、差をということでお話が上がっております。で、3回目のほうには、私の答弁が不十分だったかもしれませんが、今皆様のお手元のほうにもあるかと思うんですが、告示資料で積算の参考数量書というものがございます。その中を見ていただきますと、今回、最終的に契約になった部分の3回目の椅子工事には、先ほど、市長がということでお話がありましたが、壁面に収納する電気式の移動観覧席、それとフローアーといいますか、2階の観覧席に固定する固定席、もしくはそれに伴う誘導灯関係というのが、3回目には、これは入っております。ただし1回目に関しましては、その部分に全体の移動観覧席というのが、その中には含まれておまして、それは3回目の中には含まれておりません。初回の部分にしか、その分はなかったということで、計算からすると、その部分の差額では、今求めたものになっております。

○川上委員

だから1回目、2回目、3回目、本体工事の中から、この移動式観覧席は生み落とされたというのを、今重ねて説明されているんでしょう。この不調、不調、落札、2億円増工、この過程で移動式観覧席が決まりましたよとおっしゃっているんでしょう。それを確認できればいいんですけど。

○建設課長

前回、こちらの移動式観覧席の入札に関する経過及び市役所内部でのやりとりという資料が、今、お手元にあるかと思しますので、その中で先ほどからお話がございます1回目のまず入札が不調に終わっております。その時点で、まず内容の見直しを行っております。その時点で、観覧席関係と外構工事を外した形で、2回目を発注をしております。そして最後に、この中でいうところの固定式観覧席と外構工事を、工期が短くなることから、これで発注を凶ったのが今回になっております。

○委員長

ほかにありませんか。

○兼本委員

今の移動式観覧席入札に関する経過及び市役所内部でのやりとりというところで、これ健幸都市推進課と契約課のほうですね、備品の購入契約事務取扱要領において、参考見積書を業者をお願いするということになっているんですけども、その市内業者を選考するという、参考見積書を提出するのには、市内業者を選考するということになってます。この選考基準というのは、どのようになっているのかを教えてください。

○契約課長

今のご質問は、参考見積書を取るということだと思いますが、おっしゃるとおりに事務取扱要領におきまして、市内業者を選考して参考見積りを徴取して起票金額の参考とすること。それから業種が分からないときは、契約課に確認することなどの手続を、事務要領で定めておりまして、決まった業種の中では、市内業者、名簿が、市内業者の名簿がございますので、その中で、今回の移動式観覧席につきましては、業種が事務用品の、その中で事務用家具類を取り扱う業者で、その業種を第1希望としている業者から選考するということになっておりますので、その名簿に載ってある業者の中から選考するということで、具体的にどこの業種とか、そういう細かい規定はございません。

○兼本委員

それが選考するということになるんですか。めちゃくちゃですね。いや、今までの業者さん来られて、話を聞いていると、かなりのスケールの大きな事業だよということでは言われていました。たったそれだけが選考——、参考見積りを提出する業者の選考要綱はそれだけ。ちょっと私はびっくりしました。では、営業に来たというのは、2者だけということでは言われてましたよね。そこに頼まれたということでしたよね。営業というのは、どういったことを前提に営業に来られたということなんですか。

○スポーツ振興課長

今のは、指名業者さんの営業ということで捉えさせてもらっていいでしょうか。（発言する者あり）まず1者、どちらともですけども、メーカーの方と一緒に来られました。それが全体ではございませんけども、それぞれ指名業者さんが、今度どういうふうな入札がありますかとかいうような、うち、こういう商品があるんですけどというような営業が一つ。それと実際のメーカーを連れて、こういう商品、その際は、ある程度詳細な内容も含めて、こういうのができますという形での営業に来られていました。

○兼本委員

ということは、営業に来たというのは、もうこの移動式観覧席が大前提で、営業に来られた

ということですね。

○スポーツ振興課長

来られた2者については、移動観覧席についても営業に来られてましたし、それ以外の備品についても営業に来られていました。その中で移動観覧席の話については——、のときについては、メーカーも一緒に来られたりとかという形で、当然、指名業者さんだけで来られるときもありましたし、ちょっとそのときどきによって、ちょっと変わります。

○兼本委員

この、課長のおっしゃる営業に来た2者に参考見積りをお願いされたと言われてますよね。この2者の営業に来たという、この営業というのは、どこまで含まれている営業なんですか。今おっしゃられたように、いろんなことまで含めての営業なのか、この移動式観覧席に関する、そのメーカーと一緒に来られたという等々の話の中で、ここに参考見積りを依頼したのかということ聞いています。

○スポーツ振興課長

参考見積りをお願いしたのは、この観覧席に関して営業に来られた2者についてでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:10

委員会を再開いたします。

○兼本委員

では、先ほどメーカーと一緒に営業に来られたと。もう1者は、メーカーと一緒に来られて詳細の打合せもされたということでしたかね。ちょっとごめんなさい、さっき2者来られて、1者は、一緒に営業に来られましたよということですよ。もう1者は、もう一回ちょっとお願いしていいですか。

○スポーツ振興課長

2者とも市内業者の方、それとメーカーの方がセットで来られました。その際、私ども——、移動観覧席はどうするんですかと、どう考えられていますかという話でしたので、購入をしたいと、今のところ考えてますということはお伝えをいたしました。その上で、その時点、最初の時点でそうですけども、一貫して、ただメーカー指定をしませんと、製品指定もしませんと。その時点では、どういう業種の、どういうふうな入札方法というのも決まっていまらなかったもので、市内業者の方とメーカーの方が来られてますけども、この市内業者の方が、その業種になるか、ならないかというのは、その当時分かっていなかったので、そのこともお伝えした上で、私どもとしては移動観覧席は購入をしたいと、考えてますということをお伝え——、一番最初にお伝えをしたところでございます。

○兼本委員

今まで証言の中では、代理店という言葉も出てきたんですね。ちょっとごめんなさい、私よく分からないんですけど、今、課長はメーカーの方、代理店の方が来るということはなかったんですか。

○スポーツ振興課長

複数で来られていました。市内業者の方、メーカーの方、それぞれが一人一人ではなくて、そのときに名刺交換もしたんですけども、したということは覚えているんですけども、その代理店の方というような形の認識の記憶はございません。

○兼本委員

大体、何回ぐらい営業に来られたんでしょうか。

○スポーツ振興課長

1 者はですね、相当数、回数、来られてました。今、資料を提出させていただいてますけども、令和2年、実際、正直に申しますと、実施設計の段階からずっとこの観覧席、椅子のメーカーの方というのは営業に来られていました。ただ、そこでやり取りというのは、当時ほとんどしていません。その後、令和2年、令和3年と続くわけですけども、その際も定期的に来られていました。資料に書いてます令和3年の7月、8月頃、ちょっとその辺の記憶がちょっと曖昧ではあるんですけども、その後も実際椅子を買う、その後、その椅子がどういったものか。実際、私が一番気にしていたのは、移動式ですので、設置したときはいいんですけども、それを倉庫になおさないといけない。その倉庫の中での大きさがどれぐらい占めるのかと、付属品も含めてですね。そこはものすごく気になってましたので、そういうやり取りというのは、その後もずっと継続して、質問があればさせていただくというような関係で、その時点ではアドバイスを受けるというか、という形ですけども接点を持っていました。

○兼本委員

ということは、実施設計のときからメーカーの方が来られてたということは、よっぽどのメーカーの方と、今回、市内業者の方というのは、信頼関係があるんだというようなことなんでしょうか。

○スポーツ振興課長

関係性というのはちょっと分かりかねますけども、実施設計の段階ではもうメーカーだけです。令和3年の7月、8月頃に、市内業者の方と来られたのが初めてだったと記憶しております。

○兼本委員

この移動式観覧席の営業というのは、もうその2者だけで、ほかはなかったということですか。

○スポーツ振興課長

はい、2者のみでございました。

○委員長

ほかにありませんか。

○上野委員

お疲れさまです。固定式観覧席と電動式移動観覧席が建築工事に含まれて——、聞こえましたか。固定式の観覧席と、電動式の移動観覧席は本体工事に含まれていますけど、このメーカーは、どなたがお決めになっているんでしょうか。

○スポーツ振興課長

実際に実施設計を行います設計事務所がですね、その中でこういう仕様というのが定められてまして、実際、今、もう間もなく建設工事も終わるわけですけども、その中で設置するメーカーを決めるのは、施工業者のほうで契約をして決めるという形になります。

○上野委員

ごめんなさい。施工業者さんは、安藤・間さんでしたよね。安藤・間さんが、いつ頃決めたというのは、お分かりになるんですか。

○スポーツ振興課長

令和4年の1月17日に契約をされたと聞いております。(発言する者あり)1月頃に契約をされたと聞いています。

○上野委員

その契約をされたメーカーさんはどちらですか、お分かりになりますか。

○スポーツ振興課長

コトブキシーティング社でございます。

○上野委員

それで仕様書を作成された際の——これは何だ、準備段階資料というのをいただいているんですが、この作成は、コトブキシーティングさんに固定式観覧席のメーカーは決まったよということを受けて、仕様書を作成されてあるんですかね。

○スポーツ振興課長

安藤・間さんのほうが、このコトブキシーティング社の椅子を、決めて契約をされる、その検討、その前といいますか、という話は、私のほうではちょっと知ってませんでした。今結果として、この時期に決まったというのは知って、聞いていますけども、当時、そういう契約がなされるということは知りませんでした。ただ、私どもが仕様書をつくる段階においては、もともとその実施設計の中で、一応このコトブキシーティング社を想定した椅子が入るという想定が、当時、もうなされておりました。その資料に基づき私どもは仕様書を作成するわけですけども、そことその、実際、安藤・間さんが購入した、購入する流れの中での時期と、私どもが仕様書を作成したりとか、入札をするというところについては、その調整というような形はしたことがありません。

○上野委員

ちょっと、言葉が適切かどうか分かりませんが、この何だっけ、固定式観覧席と電動式移動観覧席と言えいいのかな、建築に関わっている観覧席については、メーカーとしてはコトブキシーティングありきというふうに、今、聞こえたんですが、そういうふうに認識しておいてよろしいですかね。

○スポーツ振興課長

そのありきというところが、どういうふうな判断というところがありますけども、基本的に実施設計書がございます。今、今回工事の1回目、2回目、3回目の入札がいろいろありましたけども、その際の実施設計図が、今手元のほうに資料がなされていると思っております。その中に、この移動観覧席、固定の観覧席も含めてですけども、椅子に関しての仕様が記されております。これはコトブキシーティング社を想定したものというふうに理解をしております。

○上野委員

ですから、どこだっけ、安藤・間さんでしたっけ、から報告がある前から、実施設計の段階で、これはコトブキシーティングさんの物を想定しているということでは言われているので、言葉が何て言えいいの——、それ以外のメーカーについては、想定はしてなかったということではよろしいですかね。

○スポーツ振興課長

実施設計段階でこのコトブキシーティング社製の物が一応想定をされておりました。そして、今回、こういう備品を、備品として移動式観覧席を購入するに当たっては、コトブキシーティング社製というのは、全然問題はないと思っておりますし、ただし、備品購入ですので、ただそれ以外のメーカーでも、全く同じ物じゃなくても、ちょっと仕様が違ふとかいう分については、ある程度——何て言ったらいいか、同等品とみなすという分で備品を発注するということを決めたところがございます。（発言する者あり）ありきではない。

○上野委員

いや、備品の話はまだ聞いていないんですよ。建築一体工事の中の観覧席は、コトブキシーティング社以外のメーカーは、想定はしてなかったという認識でいいんですよね。

○建築課長

今、ご質問の点でございますが、スポーツ振興課長が答えておりますように、今回の発注図面の中では、一応設計として同等品以上という、要は工事としてメーカー指定というのはできませんので、こういった性能であればということで、参考図として提示しておいたのがコトブキシーティングの固定観覧席であり、壁の収納、壁面収納式の座席ということになっておりま

す。

○上野委員

今まで、ここ数年で、実施設計でそういうふうに、あるメーカーの想定をした設計をしてあるものが、ほかの同等のメーカーに変わって出来上がったというのがあるんですか。

○建築課長

あくまでも相当の同等品でございますので、例えば設備機器でも、TOTO製でしていても、INAXが入ったりとかというのは当然でございます。

○上野委員

その過程というか、その設定は、今回のこの新体育館の観覧席については適用ができると。だから、コトブキシーティング以外の席でも可能だという判断をなされているということですよ。よろしいんですかね。

○建築課長

はい、その理解でよろしいかと思えます。

○上野委員

じゃあ、この仕様書をつくる際には、コトブキシーティングということはもう分かってあったんですかね。ごめんなさい、先ほど答弁があったのなら聞き漏らしているのもう一回教えていただけますか。

○スポーツ振興課長

時期として非常に記憶が曖昧なんですけども、どこかのタイミングで聞いた記憶はあるんですが、時期が、はっきり覚えていないというのが正直なところでございます。

○上野委員

分かりました。この何だっけ、仕様書作成準備段階資料から見ると、移動式観覧席の（３）番の主要部材、（４）番の床踏材と読むんですかね。これはどちらも、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動観覧席と同色とする。限定されてあるんですよ。これメーカー限定されるんじゃないですか、この時点で。

○スポーツ振興課長

この時点、この時点というか、つくるときに、まだ固定席もしくは、壁面の可動席の分については、色とかが決まっておりました。仕様書を作成するに当たって、メーカーのほうに尋ねたときに、同等色というところと言ったときに、色については、ある程度、この時点でこの色というのを決めなくても、タイミング的には間に合うというふうに考えていましたので、こういう表記をさせていただいたところでございます。

○上野委員

いや、ですから、建物の本体工事に含まれている観覧席のメーカーが決まりますよね。仕様書を作成したときは、そのメーカーがどこか分かってなくても、決まればそこ同じ色ってもう断定されてあるんですよ。もっと言うなら、（８）番の椅子Aというところがあるんですが、ここについては、椅子背・座の色は15色より選択できるものとし、別途発注の建築工事で納入される壁面収納式移動観覧席と同形状・同色とする。とうたわれてあるんですよ。ですから、移動式観覧席については、本体工事の観覧席のメーカーが決まれば、必然的に、これ同じメーカーですよということになりませんか。

○スポーツ振興課長

この表記については、今委員のご指摘も——、今、受けましたけども、入札に当たって、ほかの入札に参加する業者さんのほうからご指摘を受けまして、同形状・同色を同形状・同似色、似た色程度に変更するという形で修正をさせていただきました。

○上野委員

そうなんです、ごめんなさい、今本物が手元になかったんで見てなかったんですが。そう

訂正されるのはよかったと思うんですが、同じ時期、同じこの資料の中で、2番の付属部品の（1）、（2）については、塗装はブラックグレーとし、発注者と協議の上、決定とする。ブラックグレーでも発注者と協議の上、決定とするって、ここだけ色は限定されていないわけですよ。ということは、うがった見方をすれば、コトブキさんには、後部着脱式手摺と、これは側着脱式手摺というのかな、これについては、納入される物と同色の物がなかったんじゃないですか。だからこういう表記を分けられているんじゃないですか。そこら辺、確認されてるんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:31

再 開 14:34

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

このブラックグレーもそうでございますが、色についてはご指摘のあった同似色、似た色というところで、最終的には調整をさせていただいたところでございます。

○上野委員

色に関しては、だから、もう私がちょっとうがった見方をしたら、もうコトブキシーティングの、移動式観覧席はコトブキシーティングのメーカーありきなもので、椅子、主要部材については、同色のものとする。この今申し上げた付属部品については、ないので、協議の上決めればいかなというふうにつくってあるんじゃないかなというふうにお聞き、確認をしたんですよ。

保守点検なんですけど、この資料の5番かな。（1）メーカーによるアフターサービス、メンテナンスのための専門の組織体制が整備されていること。検査時に組織体制が分かる資料を提出すること。とありますが、これは納入業者に要求されているものですか。備品ですからね。

○スポーツ振興課長

ここについてはメーカーの中で、そういうメンテナンス体制が整っているメーカーの商品ということで記載をさせていただいております。

○上野委員

（2）番は、メーカーですか。読みます。

○スポーツ振興課長

緊急時の連絡受付窓口についても、メーカーのほうを想定いたしております。

○上野委員

通常の備品については、例えばパソコンなんかを入れる場合は、メーカーで全部そういうメンテナンスは行って——、メンテナンスとか連絡も行うんですかね、契約的に。

○契約課長

ただいま質問がありましたパソコンなどの場合はということですが、パソコンの場合につきましても市内業者と契約をいたしますが、その市内業者が、直接やれる業者さんである場合、それとそういうメンテナンスについてメーカーと契約をして、メーカーのほうに来る場合と、両方ございますので、特段その納入業者がしなければならないというようなことはありません。

○上野委員

緊急時は、メーカーさん遠いんですけど、対応できるような納入業者、この場合は備品の、何でしたっけ、の中、13者の中にはなかったんですかね。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14:38

再開 14:39

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

移動観覧席については、そんなに取扱いがあるものではないと思っております。そのため、今回メーカーのほうで、そういうメンテナンスができる体制を築いているものを入れてもらいたいということで想定をいたしました。そのため、市内の業者さん、指名業者の方たちで、このメンテナンスができる、できないというところについては調べておりません。

○上野委員

6の納入実績がありますが、これに当てはまる業者さんは、4社おられたんですかね。確認をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

仕様書を作成する段階で、私どもとしてこういう仕様のものできるメーカーとしては、3社を確認いたしておりました。その後、ほかいろいろ調べる中で、3社。はい。

○上野委員

今までの質問、ちょっと確認させてもらいます。仕様書をつくる準備段階では、主要部材、床踏材は同色とすると、限定をしておったんですが、行政としてはね、していたんですが、業者さんから指摘を受けて、何でしたっけ、同形状・同似色程度は認めるよというふうに変更したということで間違いないですかね。

○スポーツ振興課長

そのとおりでございます。

○上野委員

ちょっと、そもそも論の話なんですけど、もともとこれ本体工事と一緒に移動式観覧席も発注をする予定だったじゃないですか。金額の問題とかで、別発注になったんですが、なぜこれ建築で出さなかったんですか。

○スポーツ振興課長

この商品、商品といいますか、この移動観覧席でございますけども、私どもとしては備品という判断をいたしました。工事をするもの、工事というようなものではなくて、一つのパッケージの商品ということで、備品と判断をしたところでございます。

○上野委員

私ども——、判断したのは契約課みたいですけどね。契約が判断——（発言する者あり）、備品の中のどこの部類に入るかというのをされたんですね。建築課長、これ、建築一式で一番初め出されているんですが、建築一式で出すことはできなかったんですか。

○建築課長

ご指摘のとおり、最初、それは建築一式工事の中に含めておりました。それは製品として、アリーナの中での活用とか、そういったものの統一性とかいうことを考えた中では、まとめて発注したほうが望ましいだろうということで、最初、当初入れておりましたが、先ほども答弁いたしましたとおり、不調に終わった際に設計の見直しを行っております。その中で、スポーツ振興課長のほうからも申しておりますように、後からでも、要は工事が出来上がっても、それに合わせて納品できるという物品としての扱いで、今回は切り離れたところでございます。

○上野委員

切り離れたのは分かります。建築で、別発注で出せなかったんですかという可能性をお聞きしています。（発言する者あり）

○建築課長

ちょっとそれに関しましては、建築業者でこれを組み立てる工事というか、一般的に骨材を、

こういう材料を設計して、施工するというのは、ちょっと正直そこは難しいというふうに私どもは判断しております。

○上野委員

今度、納入されるところも、組立ては自分のところでやられるわけじゃないと思うんですね。金額が大きいき、証人に何人か来てもらいましたが、かなり大きな会社でも、自分のところではもうとても太刀打ちできないというようなご説明があって、メンテナンスについても、全くうちでは太刀打ち——、うちではできないので、迷惑をかけるので、辞退しましたというお話を伺ったので、お伺いしているんですが。だから、入り口ですよ。備品にする必要があったのかということをお伺いしてはいたんですが、建築として出すことは、これ不可能だったんですかとお聞きしています。

○建築課長

ご指摘の移動式観覧席のみ単体になった場合、それを発注するとなると、それを建築工事で発注するというのは、現段階、ちょっとそれは難しいというふうに考えております。

○上野委員

ごめんなさい、本当に、難しいという理由を聞かせていただけますか。というのが、今課長もおっしゃったし、この仕様書、移動式観覧席の仕様書を作成する際にも、担当課のほうが、同色でというふうに、もう始めは限定してたわけなんですよ。私たちから見ても、同じ色でそろったほうがきれいなわけですよ、統一性がある。だからメーカーは同じでよかったなと思っているんですが、それだったら、同じ条件で建築で出すことも——、備品で出せるんですか。これ、建設で出せない理由は何ですか。

○建築課長

これ自体がパッケージというか、そういう製品でございますので、私どもで、建築工事としての工事として、それが成立するかというと、ちょっと工事では、やはり業種といいますか、それは工事施工業者が行うものではないというふうに判断しております。

○上野委員

じゃあ、地元業者育成という観点の中で、なぜ初めから外さなかったんですか。

○建築課長

最初もちょっと——、先ほどの答弁になりますが、当初は全体の、施設として一体性を持たせるということで、統一感を持った形での仕様ということで、当初は含めておりました。

○上野委員

ごめんなさい。金額が合わなくなったということで外されたんですが、2回目の入札不調のときから3回目に移るときに、なぜこの観覧席も戻さなかったんですか。そんなに一番初めに戻すんだったら。

○建築課長

それは先ほどの答弁に重なるかもしれませんが、2回目のときに、まず何が、今回、金額的なところもありますし、外せるかというところを検討した中で、まず移動式観覧席に関しましては備品と、その時点で判断いたしましたので、3回目のときはもう既に備品として、外すということの判断の下で、もう3回目のときには戻してはおりません。(発言する者あり)

○委員長

建築課長、もう1回お願いします。

○建築課長

最後、すみません、備品として判断というよりも、もうこれは後から別途で発注できるということで、そういうことで3回目の中には、今回の取り急ぎの工事の中には含めてはおりません。

○委員長

ほかにありませんか。

○小幡委員

先にちょっと、今、上野委員に関連して、先に聞きます。先ほど安藤・間・九特JVから、固定式等の今建築物で設置した観覧席については、令和4年の1月17日、まあ日程は、日にちは別にして、それぐらいでメーカーと契約したという答弁がありましたけど、これはメーカーと契約しているの、代理店と契約しているの、分かりますか。

○スポーツ振興課長

申し訳ありません。今ちょっとはっきりと、資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

○小幡委員

代理店はちょっとともかく、メーカーはコトブキシーティングで決まってるよね。で、代理店が、本体工事に入れた代理店と、今度の移動式観覧席に入れた代理店とが、一緒かなと思ってね。分かれば調べてみたいというので尋ねました。

令和4年の1月に契約したということは、建築課長にお尋ねしますが、その前にさ、現場で椅子に関する承認図が出ているでしょう。承認図を承認したのはいつですか。

○建築課長

申し訳ございません。ちょっとその辺りの資料が、私も、今、持ち合わせておりませんので、ちょっと分かりかねます。

○小幡委員

ちょっとよく調べとってください。現場の場合は、仕様書を見てね、一般的には承認図を出しますよね。担当課長と担当課と仕様書等を照らし合わせて承認するんですよ。承認が終わった後、そのメーカーと契約するという流れになるんで、何か月前ぐらい、契約の何か月前に承認が出てたのかなというので、一回調べとってください。

関連はそこまでにして、ちょっと本体の質問ですが、移動式観覧席入札に関する経過及び市役所内部のやりとりという資料をいただいておりますけども、令和2年1月21日に第1回目の入札が不調になったから始まっていますよね。不調になって、当日、入札参加して不調になった応札業者と、市の担当、どこかは明確に聞いておりませんが、見積り合わせしたでしょう。どこの何が問題で、不調で、金額が合わないのかと。これは当時委員会のほうで私は、これこそ官製談合と思われるよと。辞退した業者と、何が合わないのと。結果的に3億ぐらい合わないという話から、契約を成立させなければいけないんで、翌日からずっと3日間ほど関係部課ということで、総務部長とか、契約課長とか、都市建設の部課長とか、スポーツ振興課の部課長がそろって、どうしよう、こうしようとして右往左往したわけでしょう。その中でね、目的は、2回目、入札していただきたいという発想から、金額を下げたじゃないですか。本体工事の予定金額から、2億強外す中で、今回の移動式観覧席とか、外構工事とかいうのを別途工事にしたんですよね。予算は要るんだけど、今回の建築工事においては、予算内で済むように、業者が3億合わないというような意見を取り入れながらも、2億分ぐらいを外した中から、移動式観覧席は、将来、物品でもやれるじゃないか、物品で入札できるじゃないかというような発想になった。と私が今言ったのは、勝手に思ってるだけ。事実かどうか知らないですよ。そういう中から今回の百条まで発展してきたんだけど、そもそも議会承認も要るのに、予算内で合わせろうとしたときに、この設計事務所、梓設計が関わっていますよね。梓設計とすれば、単価自体、細かい単価は、問題ないと言ったんですよ。ただ、執行部の言い訳は市場価格と乖離があって、見積りの見直しをしましたと。見直しというのは、1回目から2回目に当たっては、ごっそり物を外したんだよね。いろんな指摘を受けて今度、物を戻した。戻すときに、移動式観覧席を戻したことを伝えてなかったね、議会にね。再度確認しますが、議会には移動式観覧席、約8千万のやつを備品で発注します。これは別途工事です。本体工事は、外構、固定、

このような物で発注しましたという説明が、最終的にはなかったですね。それ誰かされた部課長さん、おっておりますか。ちょっと、少し外れますが、その確認だけまでして質問したいんですけど。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:56

再 開 14:57

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

令和2年の5月26日の協働環境委員会での会議録でございますけども、今、先ほどご指摘のあった点については、当時、ちょっとその会議録を読ませていただきます。「2回目の入札に当たっては、当初設計で使用した刊行物単価と実勢価格を調査したところ、2億円弱の差異がありましたので、本体工事から別工事に分けることが可能な外構工事、観客席等設置工事を設計から外して公募をかけました。しかしながら、2回目に入札も不調となりましたので、再度、資材単価、労務単価を直近の単価に見直し、さらに工期が短くなることから、2回目以外しておりました外構工事、固定観客席等設置工事を再度本体工事に組み込み、今回の設計金額に至っております。」という答弁をさせていただいたところでございます。

○小幡委員

それは何度も読んだ。何度も読みました、議事録は。だから外構工事、固定観覧席は戻しました。移動式は戻してませんとは言っていない。固定式はもう曖昧な表現でしょう。観客席として固定したやつもあれば、壁収納式もあるんだけど、何と何を戻してたという細かいことは言っていないよね。だから当時の話になるけども、議員は、そこは移動式だけ外れているという認識はなかった、これ何度も言いました。このメンバーの中でも、百条委員会のメンバーも知らないまま進めたんですよ。でね、問題はね、これを何で業者が勝手にね、移動式観覧席においては、物品で、また入札があるよとか、あるぞとか、営業に来たりとか、恐らくこの仕様だとコトブキだとかいうのが、ちまたでどんどんどんどん広がって行って、その後に予算措置で確定していくんだけど、その情報は役所内からどんどん出ているんですか。メーカーから出ているんですか。その辺、スポーツ振興課の課長としては、どのように考えておられますか。

○スポーツ振興課長

情報のほうがどういうふうに流れていったかというのは、推測しかありませんので、お答えすることが難しいと思っております。ただ1点ですね、先ほども申しました工事の際の設計図、実施設計図がございます。この中で2回目、3回目のときに、その図面の中で、その移動式観覧席については別途工事という表記になっております。これを分かったか、分かっていないかということについては、私どもとしては承知をして――、誰が分かってとか、誰が分かんなかったかということについては、承知をしておりません。

○小幡委員

そうなんですよ、今、我々が1回目、2回目、3回目の建築に関する仕様書、今もらっていますよ。1回目は確かに移動式観覧席まで含めた仕様書になってました。2回目、3回目は移動式観覧席は別途と。別途工事とすると書いてありますよね。それは我々は仕様書まで見てないからね。それを知っている人は安藤・間、九特興業。それは知っているよね、建築工事の入札に入っているんだから。別途になったよと。現実、今、安藤・間、九特興業が現地で体育館建てているから、あそこの仕様書を見れば、早い段階で、承認図が出る段階で、コトブキでいくんじゃないかなという予測が立つんで、私の想像の範囲では、そこら辺からそういう情報が漏れたのか、コトブキさんが営業に行かれる段階で、移動式観覧席が別途で出るよと。恐らく同じやつになるよというの、広がっていったんでしょう。ただ、指摘したいのは、今日の委

員会で言いたいのは、いつも契約課が言うごと、公平公正の立場でというような入札を行うことを心がけてる割にはね、情報があまりにも事前に流れ過ぎていると。そこでいろんなメーカーとか、代理店とか、入札する予定の業者等が右往左往して、官製談合につながっていくんじゃないかという根源を話しているんですよ。それを追求したりとか、限定するのは非常に難しいと思うんだけど、今後どのようにそれを変えていくかというのを、百条では、最終的には大事なところなんです。だからね、発注における秘密性的なものを、やはり執行部、市の職員が信頼において、しっかりと守りながら発注していかなくちゃいけないでしょう。そういう段階で聞きますが、今言った建築本体工事においても、予算が合わんということで、応札した業者と見積り合わせしたり、もしくはそれに寄り添うような形で、物を外してみたりとかいうやり方自体がまずおかしい中で、移動式観覧席が出たんだけど、これ、参考見積りを2者から取られましたね。参考見積りを2者選考した理由は営業に来られていたからと。その営業はまだ発注見込みどころか、どうなるか分からない段階で営業に来てたと。だから、課長がいろいろ細かく説明してやったのかなとか、我々は思うじゃないですか。事実はどうであれね。でもそういう行為が、ちょっと今後考えなければいけないんだけど、課長は2者を、参考見積りを依頼したということでした。この2者は参考人じゃなく証人として呼びました、この委員会では。1者においては、確かに市役所から参考見積りの提出を依頼されましたという証言でした。グッドイナフ株式会社、ここが証言がちょっと曖昧なんだけど、電話で頼まれたかもしれない。後で書類があったかどうか、よく覚えていないと。たしか電話で何か参考見積りを出してくれと依頼されたと思うというような言い方をされたんですよ。一方、福岡ソフトウェアセンター、ここは瀬尾課長が直接来られたと、高倉社長のところに。移動式観覧席の参考見積りを出してくれないかという話を、来られたと。2回ほど来たち言うた。その中で、仕様書というか、縦のA4ぐらいのやつにいろいろ書いてあるやつを持って来られて、説明を受けたような証言をされました。メーカー名は、ここだとかということまでは言わなかったけど、というような証言だったんですね。ですから、尋ねますが、正確に、参考見積りを依頼した2者に、瀬尾課長が担当として、どのように参考見積書を提出してくださいと依頼した、何をもって依頼をした、どういった書類で依頼したかをお聞かせください。

○スポーツ振興課長

グッドイナフさんのほうには、まず営業に来られた際に、もうこの、ほぼコトブキさんの商品の、実際、設計の中であった商品のコマーシャルで来られてました。実際、数であったりとか、そういった物を、もう同じ物を、想定された物とですね、でしたので、見積りをお願いする際に対しては、直接電話だったと私も思います。けども、想定されていた商品の分で見積りをくださいというような内容を言った——記憶しています。ソフトウェアさんのほうには、話を、メーカーさんと、これはソフトウェアさんのほうは、別のメーカーを連れて来られ、営業のときはですね、来られたわけですけども、そのときも、この実施設計の内容自体は御存じでした。実際、見積りをお願いする際に対しては、最初の実施設計のときの、この図面があります。この商品をお見せして、これの同等品ですと、そのとき私としてはコトブキさんと、ソフトウェアさんがコトブキさんの商品を扱っているということはちょっと知りませんでしたので、愛知さんのほうから出てくるのかな、どうなのかなと思いながら、依頼をしたところ。見せた資料としては、この設計の図面の同等品でお願いしますというような話をさせていただきました。

○小幡委員

設計、設計と同等品、移動式観覧席の設計仕様書のこと、を持っていかれていたわけね。資料をいただいています。記録の提出請求による見積り、まあ、黒塗りなんだけど、グッドイナフさんと、福岡ソフトウェアセンターさんは参考見積りを依頼されたと、2者そう言われているんですけども、市役所、市のほうから出てきている参考見積書、業者名が黒塗りになってい

るんだけど、この内容をね、2者とも機器、プログラム、品名は共通なんですよ。名指しでいけば、グッドイナフさんも、福岡ソフトウェアさんもということでいけば、そのユニット数とか、本体の大きさとか、まるっきり明細が一緒なの。これは、同じ見積書が出てきたような状態なんですよ、違う明細がないんで。これは、市のほうからこの明細書で見積り出してくださいということで話されたのか、これは仕様書を丸写しにして見積りが来たのか、ここを説明してください。

○スポーツ振興課長

私どもとしてはコトブキシーティング社のみじゃないといけないということは思っておりませんでした。ただし、グッドイナフさんは、コトブキシーティング社の方と来られてましたので、多分そう出さだろうなという推測は持っておりました。ソフトウェアさんのほうについては、どこの商品を取り扱うのかというのは、ちょっと不明な点がございましたけども、どこのメーカーの物じゃないといけないというような形での説明はしておりません。ただし、商品の規格の内容としては、これに近い物じゃないと駄目ですよという形での、設計の図面をお見せしたところでございます。

○小幡委員

ちょっと取りあえず最後の質問にしておきます。今、見積書、2者の参考見積書を見たら、どちらもコトブキ製と明記しているのね。で、証言の中に、福岡ソフトウェアセンターは、本市から示した仕様書とコトブキさんのカタログがまるっきり同じ仕様書だったと。それで、ああ、これはコトブキだなと思って出したという証言があるんだけど、先ほど本体工事のほうのコトブキで進んでいるんで、移動式観覧席もコトブキだろうという、これは入札、応札される業者さんの感覚で、営業的な感覚なんだと、それでいいんだけど、この金額を、参考見積りを取られた2者から、これは何に利用するために取られたか、もう一回確認したいんだけど、資料の中で、予算を組み立てるときにはメーカーからは定価を聞いたと。その8掛けしました。それが予算取りのときのための参考見積りというか。今回は応札において、上限なり、この金額が妥当だろうというために参考見積りを取ったんでしょう。そういうことを2者に頼んだという認識でいいんですかね。

○スポーツ振興課長

備品の入札に当たりましては、その直前に参考見積りを取って、その商品の最低価格といたしますか、そういう形を設定することと、飯塚市のルールとしてなっております。そのために入札の直前のところで、2者のほうに参考見積りを取りました。

○小幡委員

メーカーのほうから問合せして、定価の8掛けで、約8千万ぐらいという表現で、こんなものだろうと思っていて、実際に今度、参考見積りを取るじゃないですか。それが8千万以下で、まあ2者取っているんだから、そうそう金額は違うでしょうけども、それで最低価格というのを設定していくわけですか。それとも妥当な価格を設定していく。何に使うための参考見積りだったかを聞いたんですよ。

○契約課長

参考見積りの徴取につきましては、先ほども説明で出てきましたけども、備品購入契約事務取扱要領というものを定めておまして、その中で、参考見積書徴取という項目がございます。その中で、執行伺書の起票金額を決定するために、物品供給等有資格者名簿の中から、市内業者を選考して参考見積書を徴取し、起票金額の参考とすることとしております。それで、その業種の市内業者の中から、参考見積書を取るという形になっておりますけども、それは、執行伺の起票の金額の参考ということで、担当課のほうで、これからその物品の発注を行うに当たって執行伺を起こしますけども、その参考とする金額ということで、実際に入札を執行するに当たっての予定価格については、またそれとは直接イコールではないです。どういう形で算

出しているというのは、発注の今後の部分があるので、詳細には申し上げられませんが、国などが定めている予定価格の定め方のルール、それから市の契約規則におきましても、そういった、どのように決めるというようなところが、示しておりますけれども、予定価格につきましては、契約規則の18条におきまして、予定価格の決定方法を定めておりまして、これにつきましては、この中で予定価格の18条の第2項について、予定価格は契約の目的となる物件または役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないというふうになっておりますので、それに基づいて、契約課のほうで予定価格は設定をいたしております。

○小幡委員

整理します。予算取りはメーカーから聞き取りで定価の8掛けにしたと。参考見積りは、執行伺を立てるための、それこそ入札に寄与するために、事前にとって相場を見たということね。特に参考人あたりとか証人の証言の中に、ちょっと高めに出すと言ってますよね。そうでしょう。これぐらいが市場で動いているんで、これぐらいですという、ちょっと高めに出して、実際入札においては、市のほうで適正な価格を決められるということのために取ったということですね。その2者を選んだのが、営業に来られたから、その2者に頼んだという流れになっているわけよね。その中でさっき、本体工事でもう先行してコトブキが取り付けられていくんだけど、承認図が出て、ゼネコン、JVも、メーカーと契約されたということで、代理店とされたか、メーカーとしたかが、ちょっと今のところ分からないということだったんだけど、仮に代理店なり、メーカーのほうが、3千席、3500席ぐらいやったかな、3千席あるうちの2500ぐらいは、安藤・間、九特興業のJVで納めるけど、あと504席は、別途に発注できるよというのは、メーカーも業者間も皆知っているんだよね。それは事実でしょう。そういう流れから、コトブキありきというような、同等品というけど、我々委員はもうみんなコトブキありきで仕様書が出来上がり、これで進んでいったんだと思っているんだけど、今後、これは質問じゃないけど、どのようにそこら辺が官製談合等とか、業者間の談合につながらないようにやっていくかというのも、ちょっと考えながら、ちょっとまた質問を考えます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:16

再 開 15:43

委員会を再開いたします。ほかに質問はありませんか。

○上野委員

さっきの仕様書の確認をさせてください。色のことを特定したことを、業者さんからご指摘を受けたので訂正をされたのは、仕様書公表の前でしょうか、後でしょうか。訂正されたことを、公表された後であれば、訂正したことを、もちろん皆さんに即時にお伝えはされてありますでしょうか。

○スポーツ振興課長

はい、後でございます。今、委員ご指摘のとおり、入札に資格を持つ13者全てに通知をいたしております。

○上野委員

ありがとうございます。この移動式観覧席が、3回目の入札のときの別途工事というふうに規定をされていると言われましたけど、文言、別途工事で間違いないですか。

○スポーツ振興課長

全体移動式、括弧で別途工事と記載をいたしております。

○上野委員

別途工事と書かれてあって、普通、僕らが読むと事務用品とはとても思えないと思うんです

けどもね。別途工事で間違いないんですね。で、第3回の入札が行われて、落札されたのが令和2年5月14日、参考見積りを取られた2者の営業は、令和3年の8月ぐら이었다という、たしかそういう証言があったと思うんですが、間違いないですか。

○スポーツ振興課長

営業に来られたのが、令和3年の7月、8月、ただこの1点についてはちょっと記憶が曖昧ですので、ちょっと前後するかとは思っております。

○上野委員

ありがとうございます。この観覧席の入札が、令和4年の5月ということで、本体工事から約2年経過してるんですが、2年経過している理由はありますか。分かる、意味。もう一回。

本体工事の落札が令和2年の5月ですよね、3回目の入札が。令和4年の5月に、この移動式観覧席の入札を行われているんですが、なぜこの2年間のタイムラグがあるのか、お聞きしています。

○スポーツ振興課長

今回の入札に――、移動観覧席の入札に関しましては、完成が令和5年の3月の10日になります。本年度完成をする。備品は完成した後に納入ということになりますので、今年度、頭に入札を行ったということになりますので、その結果として、工事が、3回目の工事、入札がありまして、その期間が2年が経過したということになります。

○上野委員

見積り辞退された、見積りじゃない――、応札辞退された方の中には、期間が短かったというような話もあったりとか、納入の時期が遅れるので、参加できないというふうな声もあったかと思うので、お聞きしたんですけど、これがね、令和2年の5月に、落札をしていただけてますね、3回目で、本体工事。令和2年度中に、もちろんこれは当初予算にはないので、補正予算で組む必要もあったんですが、令和2年度中に入札をやると、応札中2者、落札しているグッドイナフさんとS・Yさんは参加資格がないんですよ。この事務用家具類を第1希望にされてませんので、どちらも。で、令和元年の11月に、この事務用家具類を第1希望で2者とも挙げられているんですよ。つまり令和2年の4月から、この移動式観覧席の入札の業種になった事務用家具類に参加する資格を得たんですね。4月に参加資格を得て、8月からこのコトブキさんと一緒に、まだ、どこかメーカーも、行政としては分からない段階で、営業に来られているわけですが、この時系列は間違いないですよ。

○契約課長

今のは、2者というのは――、

○委員長

S・Yさんとグッドイナフ。

○契約課長

S・Yとグッドイナフということですけども、その2者ともに、令和3年度から事務用品の登録がございますので、その前は――、令和3年度から事務用品の登録であることで間違いございません。

○スポーツ振興課長

令和3年度になって営業に来られております。

○上野委員

令和3年度より前、令和2年度までは、この業種では参加資格は2者ともなくて、令和3年4月に参加資格を得て、その年の8月から営業、7月か8月頃から営業に来られているという、こういう時系列で間違いないですね。

○スポーツ振興課長

はい、そのとおりでございます。

○委員長

ほかにありませんか。

○小幡委員

いただいた資料に、13者を指名したのは、事務用家具類を第1希望にしてる業者さんを13者選びましたということでしたよね。この13者を選んだのは、物品取扱品目表、要するに入札の申請をするときに、これを、取扱表でいけば⑤番かな、ここで事務用家具類を取り扱ってますよという業者を13者選んだんでしょけども、ちょっとお尋ねしたいのが、入札の参加資格申請書では、物品納入をしたい、事務用家具を取り扱ってますよということだけど、一方、定款ね、要は履歴事項全部証明書というのもいただいているんですけども、その中に目的ってあるじゃないですか、昔でいうと定款、その会社の目的、どういった品物を扱って、どういった工事をしたりとかいう事業目的ですよ。その中にはね、13者中数者は、一切、事務用家具を扱うという項目が、目的の中にないんだけど、契約課としては、履歴事項全部証明書もいただくでしょう。で、取扱品目表もいただきますよね。その照合というのはするの、しないの。仮に今言う履歴事項全部証明書の中に、目的の中に、該当しなくても、物品の取扱品目表で希望として挙げておけばオーケーという判断なのか、そこを教えてください。

○契約課長

指名願のときに取扱品目表をいただいて、履歴事項全部証明書、いわゆる登記簿謄本もいただいて、そこに目的もございしますが、現状で受付のときに、取扱品目に挙がっているものと、その履歴事項全部証明書の目的が合致しているかという照合自体は行っておりません。

○小幡委員

目的外のね、事業をするとね、業法違反になっちゃうよ。取扱い、こういうのを扱いますで、申請してるんだから、取り扱ってないのに、こういう物品納入できますよというのは、おかしいですよ。契約課としてはね、ここはちょっと、百条委員会とはちょっと外れるけどね、そういう、今2年に1回かな、物品納入に関する、役務に関しても、指名入札の参加資格申請させてるでしょう、11月頃かな、毎年。そのときにいつもね、書類さえそろってあげばいいということだけど、やはり出てきた書類と、住所がはっきりしないとか、事務所が存在しているか、従業員数も曖昧やったじゃないですか。何名と書いとるけど、実態はいないとかね。だから、初期、当初にだけ実態調査をするんじゃないでさ、しっかりとそういうチェックもせないかんし、なおかつ今言ったような履歴事項全部証明書、登記簿謄本ですよ、その事業目的外のやつを申請して、それをチェックせんというのは、これは業法違反にもなるし、おかしいと思うんでね、それはちょっと再チェックしたほうがいいと思いますよ。副市長、そこに関してはちょっと百条と外れてるけど、関連してるんで、どういう考えを持っておられますか。

○久世副市長

今、委員ご指摘のとおりで、当然、指名願というのは、提出書類については精査すべきと思って、私も今聞いておりました。これについては、私のほうと総務部長とも、今後、徹底していきたいと考えております。あと事務所調査もですね、抜き打ちで毎年、何件かやってたんですね。それについても復活するように、今後、考えてまいります。

○小幡委員

そうですね、そういうところをしっかりと、何のための百条かも意味してね、やっぱり改善するところは改善していきましょう。

もう一点、ちょっと違う質問になりますが、委員長、質問というよりも、先ほどから言いました参考見積りを、営業に来られたという理由で、2者にスポーツ振興課のほうが依頼して、見積書が出てきていますよね。その会社名とか金額、黒塗りの資料しか出てこなかったんですよ、委員会にはね。提出してませんよね。これは後ほどね、参考資料として再請求したいんだけど、先ほど契約課のほうで、通常、物品納入においては参考資料を2者ぐらいから取って、

入札に値する準備をしていくというような表現をされてましたけど、こういうもともとは建築工事に入っていたような特殊なものを、今回は物品納入でということで、移動式観覧席を事務用家具という部署でね、物品で入札したんだけど、2者から参考見積り取るのはいいですよ、今までの流れで。今回、物が違うき、いかがなものかと思うんだけど。そういった物の参考資料を求めるに当たっては、やっぱり仕様書を事前にその2者には、入札前に教えるということになるじゃない。それって、もともと13者を呼ぶ中で、その2者もまた参加させるという意図があるのであればね、やはりその、先ほど言いました入札において公平公正を期する市役所の公共工事においては、これはいけんと思うんですよ。2者が事前に仕様書を知る、ほかの13者中2者だけが特別に、それは目的が参考資料だろうけど、それ依頼された業者は早々とメーカーと事前にいろんな打合せができるじゃないですか。このように仕様書が、もう本当コトブキありきのようなやつは、その参考見積りを依頼されたら、2者はコトブキと早々と詰めができますよね。残りの呼ばれていない11者は後回しで、指名を受けて初めて仕様書を見る。以前、川上委員がオートレースでいけばハンディがある。これをね、行政が主導してやっていったらいけないんじゃないですか。これも一種の官製談合っぽいやつとは言わない。官製談合っぽい流れに流れていきますよ。それとか、申し訳ないが、課長が、その2者に電話したのか、もしくは行ったのか、いろいろ話がありますが、事前にそこを2者、目をつけていくというような行為もよろしくない。これも全て官製談合につながっていくと思いますので、参考資料の今後の取り方もね、検討しなくちゃいけないということを指摘しておきますね。質問じゃありませんけど、そういうこと。

○委員長

ほかにありませんか。

○江口委員

入札に関する経過及び市役所内部でのやりとり等々を出していただきました。あと、また資料も出していただいているんですが、これが果たして全部なのかと思わざるを得ない資料とかが出てるんです。それについては、きちんとした資料として出し直していただきたいんですが、まず1点目は、カタログなんです。カタログとして請求して出てきたものは、本当に一部分、移動式観覧席の部分だけなんです。これにはどういったサイズなのかという表記もなければ、これがおおよそ幾らなのかということもないんです。で、担当課については、定価についてお聞きしたというお話がございました。で、もちろんこのカタログとかを、カタログそのものに定価が入っていることは、こういった物品ではないと思うんですが、別途で価格表というものはあるんだと思うんですね。カタログは多分分厚かったりするのかなと思うんですけれど、データで結構なんで、そのカタログについてきちんと、再度、出し直していただきたいというのが1点。そして、当然のことながら、そのカタログにはこういった寸法ですよとかいう、そういった部分も含めて書いてあるものをちゃんと出していただきたいというのが1点。それとあと、併せて定価表、お持ちであると思いますので、そのお持ちのメーカーの定価表についてお出しをいただきたい。まず、ここから資料要求をさせていただきたいと思いますので、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま江口委員より、執行部に資料要求のお尋ねがありましたが、再度、ちょっと繰り返します。江口委員、ちょっと聞きよって。カタログですね。それと寸法、定価表についての記録について提出が――、執行部にお尋ねいたします。再度、繰り返します。カタログ、寸法、定価表について、江口委員から要求のありましたものについては、提出できますか。

○スポーツ振興課長

カタログについては、今委員ご指摘のものについて提出をいたします。定価表については、申し訳ありません。見たことがないですよ。確認をいたしまして、あれば提出をさせてい

ただきたいと思います。ちょっと今ある、なしの判断がつきかねますので。(発言する者あり)すみません。カタログについて、今手元にありませんので、後日出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に提出を求めます。後日ということでございますので、それでご了承願いたいと思います。

ほかにありませんか。

○江口委員

定価表は手元にないし、今持っているかどうか分からないってことだったんですけど、定価については、こちらについては、確認をされたっていう形でした。ちなみに定価は、これ幾らでした。

○スポーツ振興課長

聞いた当時の金額でございます。1席当たりが18万6500円、504席ということで9399万6千円、これは税抜でございますけども、この分が今回の入札に係る定価の金額でございます。

○江口委員

1席が18万6500円の504席で、9399万6千円プラス税というようなことなんですけど、そうすると、今回落札された金額は、この金額の何%ぐらいにおおよそなられます。計算してない。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:06

再 開 16:07

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

お待たせしました、すみません。75.85%でございます。

○江口委員

定価の75.85%ということなんですけど、これ外して、外すとはいえ、結局発注するんですよ、移動式観覧席。本体工事から外すとはいえ、実際は調達しているんです。で、当初、1回目は入れて積算しているわけでしょう。その発注のときに、この移動式観覧席については、おおよそ幾らぐらいを見込んで積算をしていたのか、いかがですか。(発言する者あり)

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:08

再 開 16:10

委員会を再開いたします。

○建築課長

大変申し訳ございませんが、ちょっとその部分、設計当初の設計金額の中の、中身の分の内訳に関して、ちょっと単純に比較っていうことがちょっと大変難しゅうございますので、そこについてはちょっと、私のほうとしてもちょっと回答ができかねます。

○江口委員

委員長、資料要求したいんですけど、1回目、2回目、3回目の、えっとですね、本体工事の内訳書について資料を提出いただきたいと思っております。というのは、結局、その部

分を確認しないと、この分けたことないし、その部分が適正に行われたかというのを確認できないため、資料要求をお願いいたします。お取り計らいください。（発言する者あり）

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求のあった資料は、1回目、2回目、3回目の設計の明細書ということですけど、提出できますでしょうか。まず、先にいきます。お諮り——（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 16：12

再 開 16：13

委員会を再開します。

○建築課長

今回、設計書の積算書の開示に関しましては、情報公開条例の8条の3号イに該当しておりますので、非公開としております。ただし、当該工事が完了した後、当該年度終了後は、設計単価等の一部及び設計金額の公開を行うものとしております。

○江口委員

内訳書については出せないということですので。それでは観覧席ですね、観覧席に限って積算資料ですね、内訳書並びに積算資料、そしてこれについては、令和4年の1月で報告が来てるわけでしょう。契約の報告が来てるわけでしょう。安藤・間のほうから、契約の報告が来てるわけですよ。もしくはその前に、こういった分でよいかという形で、先ほど小幡委員の質疑の中でやり取りがあったとお聞きしましたが、といった分が来てるわけでしょう。（発言する者あり）そうそうそう、固定式の分なんですけれど——、（発言する者あり）いいですか。観覧席について、固定式、電動収納式もありますし、移動式と3種類あるんだけど、それに関する積算の資料ですね、内訳書の中の一部だと思うんだけど、その部分、そして、あとまたその工事の内訳書以外にも、資料として手元にあたりすると思いますので、その分併せて、それと固定式と壁面収納式に関しては、小幡委員の質疑にあったように、こういった形で契約をしたいというふうな形で、伺いが出るのではないかとお話がございました。そのやり取りに係る資料を、百条委員会としての記録の提出としてお願いをしたいと思います。これについて、ちょっと後で、委員長、委員会としてお諮りいただきたいと思います。（発言する者あり）

○委員長

その前に今の分について提出できるかどうかは、（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 16：16

再 開 16：16

委員会を再開します。

○江口委員

あとですね、提出していただきたい資料として、先ほどお話の中で、あと先日の証人等のやり取りの中で、グッドイナフさんに関しては、電話でのやり取りだったけれど、福岡ソフトウェアセンターさんについては、図面をもらったというお話がございました。その図面について、資料として提出していただきたいと思います。委員長においてお取り計らいください。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料について、提出できますか。

○スポーツ振興課長

提出はできますし、今現時点で、実施設計図が出ています。ページがものすごくあるんです

けども、（発言する者あり）3回目の実施設計図というの——、3回目の入札の際の——、②-3-3という——、（発言する者あり）その中のページの120ページ——、と同じものですが——。（発言する者あり）そうです。

○委員長

いいですか。ほかにありませんか。

○江口委員

今の方はこの図面ということで了解いたしました。これをそのままお渡しして、見積りをさせていただきたいという願いをしたということですね。了解です。あと、以前、資料を提出していただいた分で、物品取扱品目表がありました。これについてなんです、これ物品取扱品目一覧表を見ても、メーカーのところは黒塗りなんです。で、これ何で黒塗りなんでしょう。もしかしたら前に聞いたかもしれませんが、もう一度お答えいただけます。5の6の1から3。

○契約課長

物品の取扱品目表のところのメーカーのところは黒塗りになっている理由ということですが、こちらにつきましては、その業者がどこ取引しているかというような企業内部の情報に当たるとということで、情報公開条例の規定に基づきまして、非公開としているものでございます。

○江口委員

参考見積りのときにも言いましたけど、じゃあこれが公になって、営業活動に著しい支障を及ぼすことが明らかである場合ですよね。どういったことが明らかなんです。

○契約課長

それは、そこそこ、その業者さんが取引をしているところが、他者に分かると支障があるというのは十分想定できるところでございますので、そこは、市として情報を預かっておりますけども、それを出すことはできないというふうに判断をしております。

○江口委員

委員長、理由にならないと思いますので、これについても、後刻、記録の提出請求させていただきたいと思いますので、後刻、協議していただきたいと思っています。

えっとですね、スポーツ振興課にお聞きしますが、改めてお聞きしますが、先ほどの図面、そして先日の証人のお話等々を聞く限りでは、今のところ、この仕様書ではコトブキシーティングさんの特定の品目しかないと思われるわけですが、これ、たしか以前もお答えしていただいたかと思いますが、別のメーカー、別の品番で、これを、この仕様を満たすものがあるというのは確認していないということであったかと思いますが、それは間違いございませんか。

○スポーツ振興課長

コトブキシーティング社製以外の物で、この仕様書を満たす形での商品納入は可能ということで、メーカーから聞いております。

○江口委員

それは、どこのメーカーからお聞きされてますか。

○スポーツ振興課長

愛知社から確認を、聞きました。

○江口委員

愛知社では、この仕様書で私どもは商品を出せると。当然のことながら、価格競争力もなくてはならないわけですが、同等程度の価格で出せるというお話だったのでしょうか。

○スポーツ振興課長

価格については確認をいたしておりません。

○江口委員

入札に際して質問を募集しますよね。それで、何点か質疑があっているんです。同系色の色

ではいけないのかとか、こういった部材ではいけないのかという話がありました。これについては、13者のうち1者からの質問であったという理解でよろしいでしょうか。それとも複数者からの質問だったのでしょうか。

○スポーツ振興課長

1者から——、1者のみです。

○江口委員

その1者さんは、どちらのメーカーを想定して質問を出されたのか、それについては、お分かりになりますか。

○スポーツ振興課長

確認をいたしておりません。

○委員長

ほかにありませんか。

○小幡委員

先ほど来、参考見積書を2者から取りましたよね。この2者の参考見積書を記録の提出要求をしたんだけど、黒塗りで返ってきました。委員長にお願いしたいんですけど、再度、提出を願いたい。資料要求をしたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま小幡委員から要求のあつています資料は提出できますか。（発言する者あり）参考見積りの分の2者の分の記録ですね。（発言する者あり）黒塗りの部分で。（発言する者あり）

○スポーツ振興課長

今現在、黒塗りで提出をさせていただいております。現状、提出できる分については、これまでの分というところになります。

○小幡委員

これはね、黒塗りでいただいているのは、記録提出請求に係る見積り、黒塗りで、というような、参考資料的なものでもらってるんだよね。これが今、証人の証言とか、参考人の話の中で、もう委員会でも言いよるように、この2者は想定したこの2者だろうということで話しておりますよ。執行部はちょっとそれは言えないということだったんだけど。その2者が間違いなく参考資料を提出した2者かということ、委員会としては確認したいわけですよ。ですから、企業名、金額等が黒塗りになってるけど、出せる範囲で、業者名がもう出せるんじゃないかと、我々委員会としても、百条委員会としても、証言いただいた業者名と、参考資料をいただいた業者名が一致してるかどうかの確認をしたいんで、ぜひ提出してくださいという要望を出しております。再考してください。

○委員長

再度、要求があつていますが、執行部いかがでしょうか。

○市民協働部長

確かに証人の方の証言の中で参考見積書を出しましたというようなことは言われております。それは私もそういう話を聞いておりますけれども、ただ、私どもが今回黒塗りで出しているというのは、もともとこれは業者さんのほうに非公開という前提の中で、こういう参考見積りを徴取しているということがございますので、私どもとしては、現状出せるところは、今の黒塗りをした上での見積書しか出せないということになります。

○小幡委員

非公開という約束をしているから出せないという理由ですかね。そう聞いたんだけど。（発言する者あり）参考見積りはあくまでも非公開にするから参考見積りを出してくださいと、いつも言っているわけ。書類上か何かにあるんですか。

○市民協働部長

今回、非公開にしてる理由でございますので、ちょっと読み上げます。

入札の予定価格を設定するために参考とする業者見積りは、本市は公表しない前提で業者に依頼している。その資料を当該調査委員会資料として提出すれば、公開資料となり、提出してもらった業者の会社経営に支障が生じる可能性があるため、情報公開条例の第8条第2号「法人その他団体（国及び地方団体を除く。以下、「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなもの。」と私どもとしては判断して非公開としているということ。

それから、また、今後参考見積りを公開資料とすることで、見積りの提出を拒否、または適切な価格提示ができないなどの事態が生じた場合に、適切な入札の執行ができず行政運営に大きな支障が生じるおそれがあるため情報公開条例の第8条第3号イ「市又は国などが行う行政上の監査、検査、取締り、許認可、試験、入札、契約、交渉、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの。」と判断し非公開とすると、これが正式な私どもの見解でございます。

○小幡委員

部長、それは何度も聞いたので。営業とか将来において著しく支障を来す場合でしょう。だから委員としては、証言の中でも会社名を明確に、飯塚市から参考資料の依頼を受けましたという証言があるんで、それは一方しか聞いてないんで、それが事実かどうかの確認をしたいだけで、金額を出せとか何とかを出せとは言ってないよ。この業者名が誰からいただいたかというような、今黒塗りで分からないんで、これは出せないかと。その業者名、指名業者でしょうが、参考見積りを依頼した業者でしょう。それが、業者名が表に出たからといって、何か支障を来しますかね。もう証言もされてるんだよ。委員会としては、その証言が事実かどうかの立証をしていくに当たって、本当にこのメーカー、ごめんなさい、企業かどうかを照合したいだけなんだよ。出せないならその証言した2者に確認して、出していいかと。営業にものすごく、著しくご迷惑をかけるかねという確認まで取って、問題なければ出せるじゃない。非公開条例関係だけを盾に言われてますけど、もう一度ちょっと考えてください。暫時休憩してもいいから、答えをいただきたいんですけど、出せるか、出せないか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:33

再 開 16:34

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

確かに今、質問委員がおっしゃいますように、証人の方々がそれぞれ参考見積りを出したということをおっしゃっておりますので、その辺、それを間違いないか確認をしたいという委員会の意思ということもございますので、名前を出すかどうか、もう一度、情報公開条例とか、そういったところに抵触しないかどうかも含めて検討した上で、ご回答させていただきます。

○委員長

ほかにありませんか。（発言する者あり）もう一つ。

○小幡委員

今の参考見積書の提出された2者の仕様が、先ほど瀬尾課長が、本体工事の仕様書、をそのまま、このような移動式観覧席ですというふうに渡したと言われましたね。それにはもちろんコトブキとは書いてないし、品番がないんですけども、参考見積書は全体移動式観覧席、本体

の仕様書には、個は同じく書いてあるけど、品番は書いてない。この参考見積書はね、全体移動式観覧席RSP-M-VISION手動式、2者とも同じ仕様になってるんだね。これはイコールコトブキということになるんだけど。この品番、このRSP-Mと今言ったような品番は、コトブキの商品名、品番ということで間違いはないということを確認して、参考見積書をいただいたとき、そういうチェックはなされましたか。

○スポーツ振興課長

ちょっと、今、最後のところがちょっと分からなかったんですけども、見積書が出てきて、参考見積りをいただいて、その中にいろいろ文言が書いてありますけども、それがコトブキ社製であるということを確認したかということの問いでよろしいですかね。はい。その分は確認をいたしました。コトブキ社製だというふうに、それを見てすぐ分かりました。

○委員長

ほかにありませんか。

○川上委員

これは総務部長にお尋ねしたほうがいいかなと思うんですが、先ほどから情報公開条例の第8条、ずっと盾にいろいろ言われてるんだけど、第9条があるんですよ。ちょっと紹介してください。あなた方がいろいろ検討する上で重要だと思うので。

○総務部長

第9条につきましては、実施機関は前条、第8条ですね、の規定にかかわらず、公益上特に必要があると認めたときは、当該情報を公開することができるとなっております。先ほどの部長の答弁も、これに基づく答弁で、これによって公開することができるか否かについて、きちんと検討した中で回答するといった答弁だろうと認識しております。

○川上委員

そんな付度だらけの答弁する必要はない。で、8条を言うんだったらね、必ず9条を言わなきゃいけませんよ。公益上の理由により裁量的公開というのがないですか。前条にかかわらずっていう。これをね、あなた方、ずっと議会にも知りませんみたいな態度をとるし、まして市民には、もうこういうことは言わない。これはね、相手の了解を得なければできませんよっていうようなことは書いてないでしょう。市長の裁量によるって書いてるわけですから、副市長の決断によるわけですよ。それでね、それを申し上げた上で、先ほど契約課長、スポーツ課長の話をしたんだけど、現在の契約課長、山本さんが、いつから坂平末雄氏と会食を始めたのかね、これはかなり重大なことだと思うので、お尋ねします。

○契約課長

いつからというのは――、私、市町村合併前が穂波町役場の出身でして、坂平副議長も旧穂波町の議員でいらっしゃったんで、最初といいますと、ちょっと記憶が、いつ頃かというのがちょっと記憶にはありません。分からないということです。

○川上委員

どんなときに会食に誘われるんですか。

○契約課長

どんなときというのは、私にはちょっと分かりません。どういうときに――、お誘いいただいたときとしか分かりません。

○川上委員

断ったことはありますか。

○契約課長

お断りしたことはございます。(発言する者あり) ございます。

○川上委員

どういったときに応じて、どういったときに断るんですか。

○契約課長

ほかの用件であったりとか、行けない場合がございますので、そういうときはお断りいたします。

○川上委員

基本的に誘われたら行くと、特別なことがない限り、というふうに聞こえますけど。そういう場合ね、もうかなり長期に続いているということになりますけど、事前に上司、契約課長とか、あなたは東さんの部下だったときもあるわけでしょう。ですから、課長に、坂平副議長から誘いがかかったんだけど行ってよいかと。S・Yの株式の過半を持っている人だけど、行っていいだろうかというような相談をするわけですか。

○契約課長

特に相談することはございません。

○川上委員

じゃあ東さんは、あなたが坂平氏と会食することは御存じないわけですか、大体。

○契約課長

そこもちょっと分かりかねますけど、私は報告は特にしてないというところですよ。

○川上委員

そうすると、会いました。で、指名業者同然ですよ。会食しました。これについて事後報告とかいうことは、課長や部長には、したりしたことがありますか。

○契約課長

指名業者同然ということでおっしゃいましたけど、そういう認識はございませんで、市議会議員の方であるということでもありますけども、事後に報告もいたしておりません。

○川上委員

じゃあですね、人事課長にとりあえずお尋ねしましょう。スポーツ振興課長、それから当時契約課長、現契約課長、さらに先ほどは市民協働部長が、別の議員とは会食したことがあるので、スポーツ振興課長の会食について、特段、問題意識は持たないという趣旨の答弁がありました。飯塚市はこういうふうに議員から誘われれば、誰とも相談なしに、どんどん会食に行ってもいいということになっているわけですか。

○人事課長

議員の方々と職員との会食でございますけれども、飯塚市職員倫理条例、この中にはですね、議員との会食につきましては特に禁止されているわけではございません。積極的にどんどん行けというふうなことではございませんで、仕事の中でですね、そういった議員との会食ということはあるかと思いますが、重複しますけれども、特に議員の皆様との会食というのを禁止しているわけではございません。

○川上委員

私は別の公共団体の公務員のOBに話を聞いたことがありますけど、質問権が相手にあるので、誘われれば行かないわけにいかないという場合もあるでしょうとか言っていましたよ。これは、その議員と飲んだり食べたりして楽しいというだけではなくって、議員が、前提問題として、そういうポジションを持ってるわけですから、権限を持ってるわけですから、その関係における飲食というのはお断りさせてくださいというふうに、条例、もともと条例のない時代があるわけですから、公務員の市民に誠実に仕事をするという点から言えばね、議員との会食に、こんなにね、野放図に、誘われれば物理的に支障がない限り、ほとんど行ってるじゃないですか。上司はさ、自分も別の議員と一緒に飲んだりするからさ、部下のそういうことについてさ、問題意識を持たないっていうことなんだけど、そこでね、契約課の上の部長は総務部長でしょう。この間の部長といえば久世副市長ということになるんですけど、久世副市長は総務部長時代に、契約課においてこういうありさまがね、まかり通っていると言っても過言ではないと思

うけど、そのことについて問題意識は持ってなかったですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:46

再 開 16:46

委員会を再開します。

○久世副市長

私、総務部長時代にそういった会食の報告等を受けたことはありません。その辺の内容については、承知はしておりませんでした。ただ、先ほどちょっと委員言われましたけど、やはり議員から誘われて職員が飲食に行くことは、これはあったと思います。私も議会事務局におった頃とかは、やっぱりありました。お疲れさん、委員会お疲れさんやったな、ちょっと食事行こうかみたいなこともあったので。ただやっぱり、疑念を持たれるようなことは、これは絶対あっちゃならんと思うので、その辺ちょっと非常に難しいところあるんですけども、今後の課題かなと思いつながら、今、質疑等は聞いております。

○川上委員

議会事務局と言われたんだけど、私は議会事務局と議員の関係も、当然に緊張関係にあるべきだと思うけど、執行部の課長とかね、部長というのは、例えばですけど、様々な権限を持つてるじゃないですか。年間に、部長級だったらね、どれだけの予算、責任持ってます。課長でもそうですよ、部長の、部長が判こ押せないところを課長は判こ押せるんですからね。課長は課長の独自の権限がありますよ。市長も副市長も侵すことができない権限があるでしょう。そういった市民に対する責任ある者がね、誘われたら誰とでもというわけじゃないけど、議員とね、行きますよというような土壌の中で、政治家が関与した官製談合、政治家がリードする官製談合が起こる可能性が、今も蔓延しているんじゃないかって心配するんですよ。そこでね、副市長、入札、契約成立後、移動式観覧席の、後に、福岡ソフトウェアセンターに行ったことはないですか。

○久世副市長

ソフトウェアセンターには行ったことはあります。今回、こういった百条委員会が設置されましたので、当然いろいろ資料要求とかもあるかも分かりませんが、そのときはご協力お願いしますねということ、私は言いにいった覚えが――、年始も含めてですね、年末のお疲れさまでしたか、年末だったと思いますけど、行ってまいりました。

○川上委員

どなたとお会いになったんですか。

○久世副市長

高倉さんにお会いしております。

○川上委員

それは口裏合わせとか、隠蔽とか、というように市民が見るのではないですか。私も見ます。副市長が、なぜ高倉代表取締役、百条でこういうことがあるかもしれないよと、資料の用意をしておくと、おけとは言わなかったでしょうけど、資料を用意しなさいというのは、議会が言うせりふです。なぜ発注者が、その責任者が、業者選考委員会責任者でしょう、が、そういうことを言うのか。このことは、少し考えてみれば、先ほど3年前に、副市長、梶原さんがね、高倉さんに語ったと、彼が証言していることとの、その流れで見れば相当な違和感がありますよ。だから我々は、課長が、課長が、補佐が、補佐がと、も考えるんだけど、そういう人たちがもうずっぽしね、この議員ともう長い間、飲み食いしている人たちを集める権限は誰が持ってますか。市長だったり、副市長だったり、部長級じゃないんですか。だから官製談合の土壌は、先ほど言ったような習慣とともに、人的な配置によってね、用意された可能性や危険

性があると。その上に、先ほどから各委員がつまびらかにしようとしている悪の花が開いたのではないかと。そう考えてくると、我々は市民から請願を受けて議決し、決意を固めて百条調査に入っているわけだけど、その市民の思いは副市長、市長の代理のあなたがしっかり受け止めて、誠実に百条調査に協力するとともに、自ら内部調査をね、調査チームを立ち上げてでも、取り組む必要があるんじゃないかと。でなければ、鎮西小中一貫のときの、もう私はあれは、新たな形の官製談合だって言って随分指摘しましたけど、今度はまた姿、形を変えて出てくる危険性すらある。

それで最後に求めて、答弁も求めたいと思うけど、これは今日は委員会、証人尋問でないので、この際、飯塚市としてこの問題、内部調査をするに当たり、ゼネコン6社にもよく事情聴取をして、進めてもらいたいと思いますが、そういう決意はいかがですか。

○久世副市長

今、ご指摘いただきました鎮西小中一貫校の入札のときには、私、契約課長でして、確かにあのときの全工区が100%、議員のほうから、これは新たな官製談合の形だと、実際厳しい発注の中で、あのような発注をした市にも確かに課題があったのは、私も非常に自覚しているところでございます。今回の問題につきましても、請願者がおられて、うちの職員が事もあろうに市内の指名業者と飲食を共にしておったと、あつてはならんことが起こっております。当然、この職員につきましては処分いたしております。ただ、これを委員会のやり取り等も、私も聞いている中で、やはり今後こういったことが二度とないように、やはり我々行政というのはそういうふうな疑義を持たれることがあつては絶対ならんと、これは私も思っておりますので、今後内部でも検討して、対応してまいりたいと考えております。

○委員長

ほかにありませんか。

○江口委員

すみません。ごめんなさい。もう一遍ちょっと戻るんですが、移動式観覧席が本体工事から外れるときの協議についてなんですけれど、この協議に際して、お金の部分について、協議はなされたのでしょうか、どうなんでしょうか。というのが、今回、移動式観覧席が外れて結局75.85%になったんですね。外れたことで、高くなることがあつてはならないと思うんです。本体工事だったら、もうちょっと安かったのが、外に出すことで結局高くなっちゃった。これはもう本末転倒だと思いますので、そういった検討についてはなされたのかどうか、いかがですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:54

再 開 17:05

委員会を再開いたします。

ほかに質問ありませんか。(発言する者あり)失礼しました。

○スポーツ振興課長

1回目、2回目の入札が不調に終わりました。その際、先ほどありました外構であったり、椅子であったりを外したり、元に戻したりとかいうのがありました。その際の協議については、まず第一に入札をどういうふうに成立させるかということが、一番の課題として考えました。したがって、今委員のご指摘のあったこの移動観覧席、これが将来高くなるか、安くなるかという点については、その際には協議を行っておりませんでした。

○江口委員

その際には協議してなかった。それ自体問題だと思うんだけど、いつ頃、そのことについてそれ以降、何らかの協議はしました、してない、いかがです。

○スポーツ振興課長

この移動観覧席についての協議については、特に行っておりません。それが高くなる、備品になったら高くなるとか、私どもとしては備品という選択肢で、私は考えていたわけですけども、先ほどからのご質問であった、工事であったりとか、ほかの発注方法があるのか、ないのかとか、ということについて、協議という点では行っておりません。

○江口委員

この件に関しては、スポーツ振興課、ある意味、担当課にそこをしっかりと考えれというのは無理だと思う。ここに関しては、契約課のほうがきちんと考えなくてはならないと思うんですね。やっぱり発注形態で納入金額が変わるってのは、やっぱりあり得るわけでしょう。だから、ある意味、本体工事と一緒にだったら、本体の固定式の椅子、壁面収納式の椅子と合わせてやるから、だからこの金額で収まるということがあり得る。けども、これが別途発注になったら、当然のことながら、発注者と受注者の力関係も変わってくることを考えると、高くなることすらあり得るわけですよ。このことについて、契約課は、そういった検討はなされなかったのか、お聞かせいただけますか。

○契約課長

契約課におきましては、この移動式観覧席の発注の前ですね、3月に、この移動式観覧席の業種というような相談を受けたときが初めてですので、その前の段階で、契約課のほうで、それを工事にすべきなどというような判断は行っていませんし、その前に予算として上がっているとかいうのは認識をしていますけども、どのような形でというのは、知ったのが3月の時点ですので、そのような判断はいたしておりません。

○江口委員

とはいえですよ、契約課が知ったのはそのときが最初と言うんだけど、関係部課長会議で考えるわけでしょう。固定式観覧席とかを含めて、どうやってするのかってやつを考えるわけでしょう。山本課長じゃないかもしれないけれど、契約課としては関与してたんではないかと思うんです。また、ここに関しては、建築課長に関しては、建築課長、そして次長なのか、部長なのかに関しては、一貫してここに入っていたと思われるわけですが、そこに関して何らかの発言等々はなされなかったのか、そういったところに思いをめぐらせることはなかったのかどうか、お聞かせいただけますか。

○建築課長

先ほどのスポーツ振興課長と同じような答弁になりますけども、私どものほうとしましても、何とかこの事業を成立させるというところの部分でしか、ちょっと頭にございませんでしたので、その後、これがどういうふうな金額に推移するとかいうところまでは、深く検討はいたしておりません。

○江口委員

副市長にお聞きいたします。副市長、契約の経験もあるんだけど、そういった側面については、考えるべき、当然のことながら考慮すべき、予算執行を考えるとね。どうやって、出るお金を減らすかというのは、十分考えなくてはならないと思うんですが、いかがですか。

○久世副市長

質問委員ご指摘のとおりでございまして、我々も、もちろんなるべく少ないコストで発注業務を行わなければならないということで、業務に当たっております。今、答弁の中でも話があったわけですが、入札が不落になる、2回目の入札について、限られた予算内で、この入札の成立を目指す中でみんなで協議をして、先ほどから言っている一部を本体工事から外したということで、外したんですが、今、質問委員ご指摘のように、外すことによって、これは別発注になるんですが、これによって高くなるかというふうなところについては、本来やはり検討しておくべきだったとは考えております。

○江口委員

その点は、しっかり今後の分についても生かしていただきたいと思うわけです。

それと、先ほどスポーツ振興課長が、先ほどの図面がありましたね。仕様書として示したという設計図書にある、百何番かだった———なんですけれど、これを福岡ソフトウェアセンターさんには示したというお話だった。そして、同等品があるかどうかということに関して、愛知のほうから同等品があるというお話があったということでしたけれど、愛知からは、うちのこの製品が同等品で問題なく納められますよという、そういったお話まであったのかどうか、その点はいかがですか。

○スポーツ振興課長

具体的な製品の名称というのは聞いておりません。聞いたのは、この仕様書でできますかねと。商品ありますかという問いに対して、できますという返事をいただいたのみでございます。

○江口委員

その仕様書というのは、先ほどの図面でしょうか。それとも今回入札に当たって、示した仕様書でしょうか。どちらでしょうか。

○スポーツ振興課長

入札に際して作成した仕様書でございます。

○江口委員

それはメーカーとのやり取りでいうと、どこになるのか、お聞かせいただけますか。資料を提出していただいているかと思うんですか。

○スポーツ振興課長

まず、令和3年の7月、8月頃にメーカーの方、愛知社の方とお会いしました。この際———、もうちょっと具体的に申しますと、愛知社のほうは木製の椅子を推奨をされておりました。ただ、私としては、当時、もう木製というのはいちよつと選択肢にはなくて、それはほかに取り扱っている業者もいませんので、普通にポリエチレン製、プラスチックの商品ですけれども、こういう商品でできますかという形で愛知のほうには問いかけをしました。その際、そういう椅子についてもできます。木製の製品を推奨はされてましたけれども、そういう商品も取扱いはできますという返事を1回いただきました。その後、仕様書についての確認については、これは実際入札後でございます。こういう問題が発生———、議会の中で審議があった際に、愛知社のほうにちょっと問合せをさせていただいて、今回こういう仕様書で作りましたと、作って出していますけれども、愛知社のほうでは、こういう商品できますかねということ言えば、できますという返事をいただいたところでございます。

○江口委員

何か入札後にそれを聞いても、果たして現実にね、それが愛知の商品として、カタログに載ってないと、当然のことながら、指名業者さんはカタログ見て探すわけでしょう。あったと思うのか、いやないねと思うのか、全然違うと思うんです。先ほど価格については、分からないけれどもできるような話があった。でもそれは入札後だったんですね。分かりました。

最後にお聞きしたいのが、メーカーの方等が来られます。メーカーとのやり取りに関しては、コトブキシーティングさんが令和2年10月頃からやってくるんだけど、来られたメーカーの方、どこのメーカーの、何という方、立場がどういった方が来られたのか、それについて、それぞれメーカー、そして代理店、そして指名業者についてお聞かせください。

○スポーツ振興課長

申し訳ありません。コトブキシーティング社の方が来られてました。その際にコトブキシーティング社の方、営業の方だろうと思うんですけども、これは移動観覧席のみではなくて、ほかの商品の営業にも来られていました。その際、人も変わったりとかいうのがあって、いろんな方が来られていたかと思っております。一度、以前にちょっと名刺をちょっと整理したときでも、

4、5名のコトブキシーティングの名刺がございましたので、私がないときでも来られてたりとかということも含めて、どのタイミングで誰が来たというところの記憶は、申し訳ありません、ちょっと定かになっておりません。(発言する者あり)

○委員長

メーカーと代理店、もしくはあったら。

○スポーツ振興課長

コトブキシーティング社の営業の、観覧席で営業に来られた際に、グッドイナフさんと一緒に来られたのを記憶しております。愛知社のときはソフトウェアセンターと一緒に営業をされてました。その際も、愛知社のほうの方がどなたかというのは、申し訳ありません、ちょっと記憶、名前を記憶しておりません。

○江口委員

今、ちょっとそこが記憶がないってことですので、資料としてそれを早急に出していただきたいと思います。名刺のコピーでいいので、資料というか、後で私ども証人の関係とかがありますので、それについては早急に知りたいと思いますので、帰られてから、確認して議会事務局のほうにお渡し願えますか。

○スポーツ振興課長

今のは名刺ということによろしいんですか。

○江口委員

名刺のコピーで結構ですし、あと名刺がない方については、誰々さんがという形で結構ですので。基本、でも名刺あるんでしょう。

○スポーツ振興課長

先ほど申しましたように、コトブキシーティングの分については、ちょっと名刺を、ちょっと一回整理をしましたので、4、5枚あったのは確認いたしております。愛知社のほうについては、ちょっと名刺が、その当時のものがあったのかどうか、ちょっと確認をいたしておりますので、ちょっとあるかないか確認させていただきたいと思っております。

○委員長

いいですかね。ほかにありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 17:21

再 開 18:45

委員会を再開いたします。

記録提出請求の拒否に関する疎明についてをご報告いたします。

本委員会で調査中の新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて、飯塚市長 片峯 誠氏に対し、記録の提出を請求しましたところ、2月14日付で議長に対し、記録の提出は承認できないものとして、その理由を疎明する旨の文書が提出されました。

この疎明について、その理由が正当なものであるかどうか、ご意見のある方は、ご発言願います。

○江口委員

この記録の提出請求につきましては、本委員会の中でも種々議論があったところであり、また併せまして、今回、疎明の理由については、書かれていることは、業者見積りが公表しない前提で依頼したこと、これを提出すれば公開資料となり、提出してもらった業者の会社経営に支障が生じる可能性があるため、情報公開条例8条第2号に該当するというふうな形での非公開というふうな理由とされています。そして、8条第2号については、法人その他の団体、国及び地方公共団体を除く。以下、法人等というところがありますが、に関する情報または事業

を営む個人の事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなものとございます。こうやって書かれているように、業者の会社ですね、会社もしくは業者、個人事業主さんですね、そちらの競争上の地位、もしくはその正当な利益が著しく損なうことが明らかであるかどうかは、市側が立証する責任を負っていますが、この理由書は、何らその立証をしておりません。そして、この点に関する主張が不当であることについては、さきの委員会でも明らかであるため、この拒否、疎明については、正当な理由がないと判断すべきものであると考えます。

○委員長

ほかにご発言はありますか。

○川上委員

今、発言がありましたけど、私はそれに加えてですね、市長が情報開示請求第8条を理由にするのであれば、第9条による公益性、鑑みて提出すべきだということを主張したいと思えます。

○委員長

ほかにご発言はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。飯塚市長 片峯 誠氏の疎明は、理由がないと認められますので、地方自治法第100条第5項の規定により、この記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、飯塚市長 片峯 誠氏に対し、声明を要求することに決定いたしました。

次に、記録の提出の件についてお諮りいたします。新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて、調査を行うため、飯塚市長 片峯 誠氏に対し、一つ、物品取扱品目表、一つ、本体工事の内訳書の中の観覧席部分の見積書や積算資料、金額入り、及び安藤・間・九特興業JVが新体育館の観覧席にコトブキシーティング株式会社の製品を選定した経過に関する資料一式、以上3件を、3月6日までに、地方自治法第100条第1項に基づき、記録の提出請求をいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

次に、コトブキシーティング株式会社 代表取締役 深澤 重幸氏に対し、飯塚市新体育館移動式観覧席に関して、代理店や問屋、飯塚市の指名業者等に対して出した見積り書もしくは類似の書類を、3月7日までに、地方自治法第100条第1項に基づき、記録の提出請求をいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、調査の照会についてお諮りいたします。新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて調査を行うため、株式会社サンテック、株式会社三和通商、株式会社ツシマ、株式会社信田文苑堂、合資会社丸大商店、有限会社ユーアイ事務機、株式会社トータルオフィスに対し、移動式観覧席の入札の経緯について、3月6日を回答期限として、地方自治法第100条第10項に基づき、区域内の団体に対する調査の照会をいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

本日の審査はこの程度にとどめたいと思えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

以上をもちまして、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を閉会いたします。